

公益社団法人砂防学会研究助成審査要領（若手研究助成）

（審査員）

第1条 若手研究助成の審査員には研究開発部会の部会員（部会長、幹事を含む）がこれにあたる。

（利害関係者の排除）

第2条 審査における公平性を確保するため、個々の若手研究助成に関する応募課題の審査について、次に示すような利害関係のある審査員は当該課題の審査に係わらないこととする。

(1) 応募課題の代表者または分担者

(2) 応募課題の代表者または分担者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する者

- ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ② 緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会のメンバーにおいて、緊密な関係にある者）
- ③ 同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）
- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 課題の採否または評価が審査員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある関係もしくは競争関係

（秘密保持と研究者倫理の遵守）

第3条 審査員は助成申請書の内容等、審査にあたって知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはならない。また、独自性の有るアイデアを審査員自身の利益のために利用してはならない。

（審査の方法）

第4条 個々の応募課題について、各審査員は次に示す項目について評価・採点を行い、各審査員の平均点に基づき、研究開発部会は理事会に推薦する候補者（課題）を選定する。

(1) 評価項目

① 課題の学術的重要性・妥当性

- ・ 砂防学及び砂防事業に係わる分野の学術面から見て、推進すべき重要な課題であるか。
- ・ 構想や目的が具体的かつ明確に示されているか。

② 計画・方法の妥当性

- ・ 目的を達成するため、計画は妥当か。
- ・ 方法は妥当か。

③課題の独創性および革新性

- ・ 対象、手法ならびに成果について独創性や革新性が認められるか。

④課題の砂防学及び砂防事業に係わる分野への波及効果及び普遍性

- ・ 砂防学及び砂防事業に係わる分野の進展に対する貢献、新しい分野への開拓等が期待できるか。

⑤課題遂行能力および発信方法の適切性

- ・ 計画に対して高い遂行能力を有しているか。
- ・ 課題の成果を社会・国民に発信する方法等は考慮されているか。

以上の①～⑤の各評価項目について、次の基準で評価・採点する。

評価点	評 価 基 準
4	優れている
3	良好である
2	やや劣っている
1	劣っている

(2) 総合評価と候補者（課題）の推薦

個々の各応募課題について、各審査員による上記の①～⑤の評価項目に関する評価結果（評価点）の平均点を算出する。次に、各審査員の平均点を合計して審査員の数で除することにより全審査員の平均点を算出する。全審査員の平均点を基に応募課題の順位をつけ、全審査員の平均点上位の応募課題から理事会に候補者（課題）の推薦を行うものとする。なお、全審査員の平均点が同点の場合には、審査員全員で協議を行い、最終的に推薦する候補者（課題）を決定する。

附 則

この要領は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。